

## I・TOP横浜ラボ

### 「都市部でのスマート農業」に関する実証プロジェクト

#### < 募集要項 >

都市農業における農作業の省力化、農作物の栽培支援、営農環境の改善等を実現する  
新たなIoT製品・サービスに関する提案を募集

## 1. I・TOP横浜 及び 「I・TOP横浜ラボ」 について

### (1) I・TOP横浜について

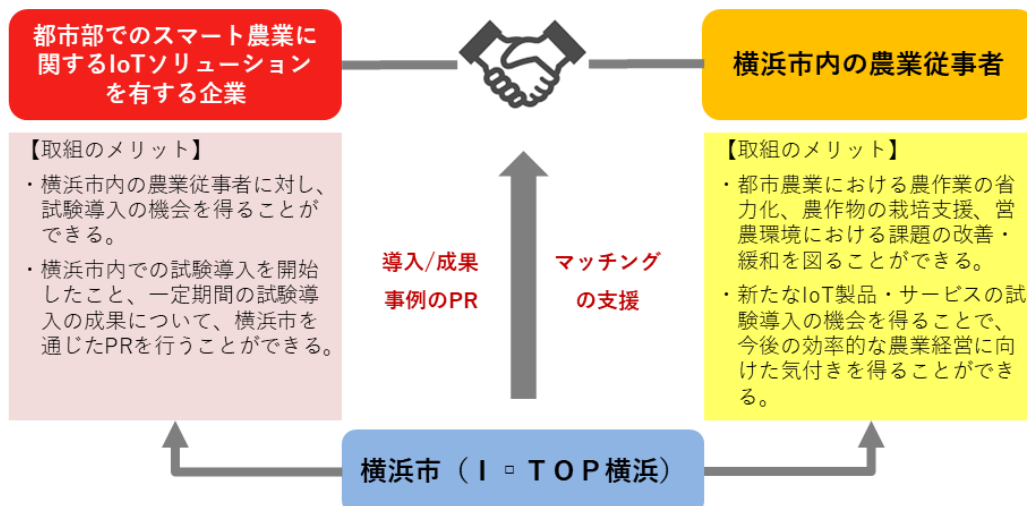
横浜市では、IoT等を活用したビジネス創出に向け、交流・連携、プロジェクトの推進、人材育成等の場となる『IoTオープンイノベーション・パートナーズ(I・TOP横浜)』を2019年に立ち上げました。

I・TOP横浜では、国内外の様々な企業・機関と連携を図りながら、オープンイノベーションにより付加価値の高い製品・サービスの開発や新たなビジネスの創出、新技術を活用した社会課題の解決に取り組んでいます。

### (2) I・TOP横浜 “ラボ” について

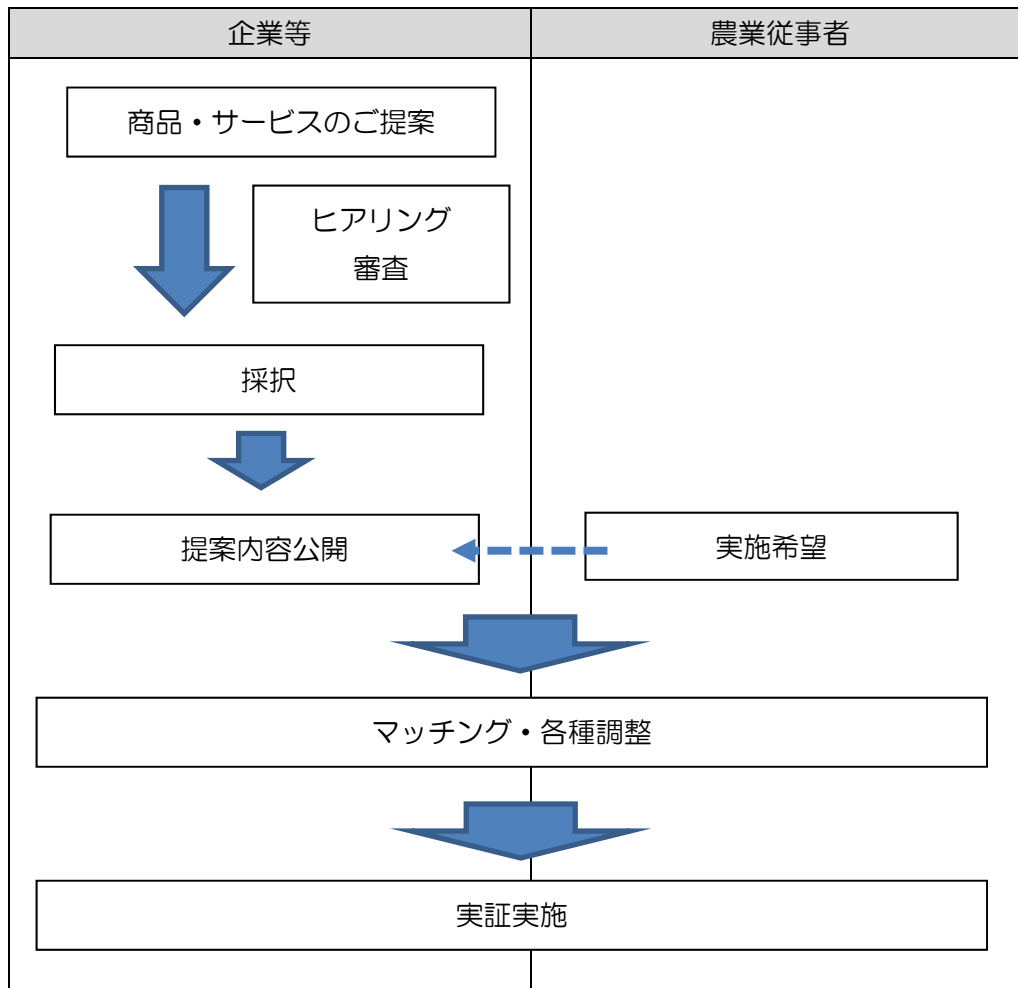
横浜市は少子高齢化や生産年齢人口の減少、郊外部を中心とした都市インフラの老朽化などの社会課題を抱えています。一方、横浜では様々な国際的なイベントが開催されており、都市の魅力の発信や経済の活性化など、今後の飛躍に向けたチャンスをもつ街でもあります。こうしたなかで、I・TOP横浜では、横浜が抱える課題や可能性に対し、IoTを通じた課題解決、IoTを通じたニーズの開拓・充足を図るため、実証フィールドやテーマを事前に設定し企業提案を募集する「I・TOP横浜ラボ」を設置し、企業等のプロジェクト創出やビジネス化を支援するとともに、社会課題の解決に取り組んでいます。

「I・TOP横浜ラボ」の第6弾として市内で農業に従事される方と連携し、「都市部でのスマート農業」をテーマに、農作業の省力化、農作物の栽培支援、営農環境の改善等を実現する、新たなIoT製品・サービスに関する提案(実証実験の実施及び事業化に向けた提案)を募集します。なお、支援事業の採択先として選定した提案については、「市内の農地」を製品・サービスの実証実験のフィールドとしてマッチングすることを予定しています。



**【参考】実施までの流れ**

本取組では、審査を通じて採択されたIoT製品・サービスに関するご提案内容をウェブページ等を通じて順次公開し、横浜市内の農業従事者の実施希望を募集します。採択企業と農業従事者の個別マッチング及び調整を横浜市が行い、準備が整った実証実験より順次開始します。



## 2. IoT製品・サービスの募集について

### (1) 募集提案内容

件名	「都市部でのスマート農業」に関する実証プロジェクト
募集期間	2023年1月27日(金)～2023年2月24日(金) 17:00 ※3月中下旬に採択結果通知予定
募集形式	公募
採択予定件数	10件程度(※提案内容によって採択件数が増減する場合があります)
実証実験 実施時期	採択後～2023年12月 (※開始時期・期間は、提案内容によって調整させていただく場合があります)
実証実験 実施場所	市内の農業従事者が耕作する農地

#### 【参考：期待する提案内容】

- ✓ 本事業では2.(1)に挙げた「市内の農地」を実証実験のフィールドとすることを予定しています。都市農業における農作業の省力化、農作物の栽培支援、営農環境の改善等を実現する、新たなIoT製品・サービスに関する提案を期待しています。

(例)

[A] 農業地域での農作物栽培支援対策	✓ AI等を活用し農作物の栽培支援・農作業の省力化に寄与する、画像診断システム・カメラ ／等
[B] 農業地域での農作業車両の安全対策	✓ 既存の農業用車両に付加し、農作業の安全を向上するシステム(センサー、警報装置等) ／等
[C] 農業地域での野生鳥獣対策	✓ クラウドと連動した、農家でも容易に操作可能な監視カメラ ✓ 夜間監視ドローン(検知した際、野生動物が忌避する音声や匂い等を発するなど) ／等
[D] 農業地域(農地/隣接道路)への効果的な不法投棄対策	✓ クラウドと連動した、農家でも容易に操作可能な監視カメラ ✓ 夜間監視ドローン(顔認証システムなどを搭載) ／等
[E] 農業地域での農作物盗難対策	✓ クラウドと連動した、農家でも容易に操作可能な監視カメラ ✓ 夜間監視ドローン(顔認証システムなどを搭載) ／等

※住宅地に隣接する農地が多いため、A～Eいずれの項目も、夜間に大きな音を出すような仕様や、一般市民が不用意に触ることによる損傷がしやすいなどの仕様は望ましくない。

### (2) サービス、製品等応募資格(上記(1)の募集内容に対応する応募資格)

- 既にI・TOP横浜に参画していること。あるいは応募申請と同時に参画申請を行っていること。
- 製品・サービスのアイデアが具体化しており、また、既に試作品等があるなど、実証実験を即座に実施可能な環境が整っていること。(採択後、試作開発を開始し、製品・サービスの実証には一定の期間を要するものは応募の資格がないものとみなします)

- 応募主体にて販売（事業化）に至っていない構想中の製品・サービスであること。（ただし、既に販売開始している製品・サービスのうち、既存とは異なる分野の顧客をターゲットとした新規事業を構想中の場合、新規事業と第6弾の「I・TOP横浜ラボ」のテーマが合致するものであれば応募資格を有するものとみなします）
- AI や IoT といった先端技術を用いた製品・サービスの実証実験を行う意向があること。
- 「I・TOP横浜ラボ」に対する提案内容が、前頁2.(1)に記載した目的・テーマに合致する新たな製品・サービスであり、2.(1)に挙げた「市内の農地」をフィールドに一定期間の製品・サービスの実証実験の実施を希望、計画していること。（新たな製品・サービスに関する実証実験を希望、計画しない場合（例：農家とのマッチングのみを希望）は応募の資格がないものとみなします。
- 実証実験を行う製品・サービスに関する新規事業について、横浜市内で事業化を目指す計画・意向があること。
- 実証実験の実施にあたり、初期費用や期間中のサービス利用を無償とする意向があること。
- 応募申請書に記載した内容等に対し、事務局による問い合わせ等に対応できること。
- 採択された場合、企業等の団体名を公表することに同意できること。（複数社の共同提案やコンソーシアムによる提案の場合には、すべての構成企業の名称を公表することに同意できることを応募資格とします）
- 採択された場合、実証実験の実施後にI・TOP横浜が開催を予定する成果報告会への協力（資料作成や登壇など）が可能であること。
- 採択された場合、採択後から実証実験実施後にI・TOP横浜が開催を予定する成果報告会までの期間、I・TOP横浜への進捗報告に適切に対応すること。
- 採択された場合、実証実験を実施するにあたり、守秘義務及び個人情報の保護の取り扱いを十分に遵守すること。
- 採択された場合、実証実験を通じて取得した各種情報は個人を特定できない形に編集した上で、横浜市に共有・提供すること。なお、実証実験を通じて取得した情報を、横浜市に共有・提供することができない場合には、共有・提供ができない理由、共有・提供ができない対象情報の項目について横浜市に報告すること。
- 採択された場合、実証実験の準備、実施期間中、実施終了後の機材撤去などにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、次の点について最大限の対策を講ずること。
  - (a)実証実験の現場対応者のソーシャルディスタンスの確保
    - ・必要最小限の人数で実証実験の現場対応をすること（実証実験の機材設置・撤去時等）
    - ・周囲との距離は2メートルを目安にとること（最低でも1メートルの間隔をとること）
  - (b)実証実験の現場対応者の保健衛生対策の徹底
    - ・マスクやフェイスシールド等を用意・着用すること
    - ・消毒液を用意し、手指の消毒をすること
    - ・現場対応者の氏名、連絡先を管理すること
    - ・現場対応者の体調をチェックすること（発熱等の体調不良の症状がある場合は対応させない）
    - ・筆記用具等は共用せずに、現場対応者が各自持参すること
  - (c) 実証実験の機材設置・撤去時等における共用部・共用物の衛生管理、換気の徹底

- ・ドアノブや椅子・テーブル等の施設設備・備品を消毒すること
  - ・ドアや窓の開閉による換気を行うこと（1時間で2回以上あるいは常時開放）
  - その他、本応募要項に記載されている内容について承諾すること。
  - 応募申請書の代表企業及び連携先企業が次のいずれかに該当する場合は、本募集への応募対象としない。
    - \*暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
    - \*法人にあつては、代表者の又は役員のうち暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
    - \*法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者があるもの
- なお、採択後に上記いずれかに該当することが判明した場合は、採択決定を取り消します。

※応募申請書の記載内容（個人情報を除く。）や採択後の活動情報は、横浜市に加え、I・TOP横浜の事務局機関やI・TOP横浜プロジェクト創出等推進事業業務の委託先事業者、第6弾「I・TOP横浜ラボ」の連携先機関と提案審査や採択後の進捗管理のため共同利用します。

※採択事業者の同意を前提として、第6弾「I・TOP横浜ラボ」で取り組んだ活動（例：実証実験の内容、検証結果）について、横浜市が成果事例として公表させていただく場合があります。

※新型コロナウイルスの感染状況により、実証実験の中断及び中止となる可能性があります。

### （3）サービス、製品等応募方法

応募に当たり「4. 個人情報保護」の内容に同意いただいた上で、次の書類を「③提出場所」に記載の横浜市電子申請にてご申請ください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせていただく場合があります。

#### ①提出書類

応募申請書（応募書類）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

#### ②提出期限

2023年2月24日(金) 17:00

#### ③提出場所（横浜市電子申請）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8df1eba1-3e5d-4c5f-b15f-d28b5be08ab5/start>

### （4）ヒアリングの実施

応募いただいた方には、以下の日時に個別にヒアリングを実施いたします。

3月6日（月）、7日（火）のいずれかを指定して行う予定です。（1社・団体あたり1時間程度）

※日程を変更する可能性もございます。ご申請いただいた企業に個別に日時を通知いたします。

※ヒアリングはオンライン（WEB会議システムを用いたオンライン・ヒアリングを予定）で実施いたします。

## (5) 活動の費用負担について

実証実験（試験導入）の実施を含む、I・TOP横浜の枠組みのなかで取り組む活動に要する費用は、原則、実証実験（試験導入）の実施を希望する応募提案主体様にご負担いただきます。

## (6) 結果の通知について

\*採択・不採択に関わらず結果を通知します。

\*採択されなかった場合、応募書類は廃棄します。

### <審査基準>

#### －事業としての優位性－

- ✓ 「都市部でのスマート農業」というテーマに沿った内容となっているか。  
【経済・社会への貢献性】
- ✓ 農業従事者が利便性、快適性などのメリットを感じられる取組か。  
【経済・社会への貢献性】
- ✓ 経済活性化への寄与が期待できるか。【市場性】
- ✓ AIやIoT等先端技術の普及などへの寄与が期待できるか。【将来性】
- ✓ 新たな社会的・経済的価値を創出するような社会的インパクトが期待できるか。  
【新規性・独創性】
- ✓ 他のフィールドにおいて水平展開が期待できるか。【市場性・将来性】
- ✓ 他社との連携の可能性があるか。【市場性・将来性】

#### －実現可能性－

- ✓ 事業全体において今回の事業計画が明確に位置づけられており、平易な言葉で簡潔に説明されているか。
- ✓ 事業計画やスケジュールは十分練られているか。
- ✓ 事業計画に記載の従事予定者や社内体制などの実施体制を遂行する能力を有しているか。

※応募申請書の各記入欄の項目を踏まえ、I・TOP横浜の枠組みを通じて取り組むことを希望する短期的な活動の内容（実証実験の企画・実施）に加え、I・TOP横浜での取り組みを通じて実現を目指している将来的な事業（事業計画）についても、審査基準に基づき確認をさせていただきます。

## (7) 実証実験の実施について

ご提案いただいた実証実験については、実施を希望する市内の農家とのマッチングを行い、調整が完了した後に開始いたします。

実施を希望する農家とのマッチングが成立しない場合、実証実験を実施できませんのでご了承ください。

### 3. 試験導入を希望する農業従事者に関する募集について

#### (1) 試験導入の希望方法

採択を行った提案を下記の横浜市ウェブページ上に順次掲載してまいります。

実際に試験導入を行いたい取組がありましたら、「5. 問い合わせ先」の連絡先までご連絡ください。

掲載先ウェブページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/iot/itop/itoplalab6.html>

#### (2) 対象となる農業従事者について

土地改良区や農業専用地区協議会等の地域の農業従事者で組織する農業者団体に属している農業従事者であること。

対象外となる団体

- (ア) 法令に反する行為を行っている者を含む団体
- (イ) 公序良俗に反する事業を営む者を含む団体
- (ウ) 暴力団員（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (エ) 暴力団（暴力団条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (オ) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある団体
- (カ) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する団体
- (キ) その他市長が適当でないとする場合

## 4. 個人情報保護

応募申請書を通じて提出いただいた個人情報は適切に取り扱います。以下にご同意の上、応募申請書にご記入ください。

### (1) 応募申請書の受付（個人情報の収集）

本書類で募集する提案の受付業務は、横浜市が行います。

### (2) 個人情報の利用目的

提出いただいた個人情報は、選考等に係る連絡にのみ使用します。

### (3) 個人情報の共同利用

提出いただいた個人情報は、横浜市と、各地域の農業従事者で組織する農業者団体、その農業者団体に属している農業従事者、また「I・TOP横浜」プロジェクト創出業務受託業者が上記4(2)の目的の範囲内において共同利用します。

### (4) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、横浜市は横浜市以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、関係法令に基づき、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を厳守するよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

### (5) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせ等につきましては、下記までご連絡ください。

<個人情報保護に関するお問い合わせ先>

- 横浜市経済局産業連携推進課（担当：井上、森）

TEL:045 - 671 - 4600      E-mail: ke-iot@city.yokohama.jp

## 5. 問い合わせ先

### (1) 実証実験のフィールドに関すること

- 横浜市環境創造局農業振興課（担当：田並、豊島）

TEL: 045- 671- 2637      E-mail: ks-nogyoshinko@city.yokohama.jp

### (2) 応募に関すること

- 横浜市経済局産業連携推進課（担当：井上、森）

TEL:045 - 671 - 4600      E-mail: ke-iot@city.yokohama.jp